

インフルエンサーを活用した「自転車で出かけたくなるまち・山口市」 プロモーション動画作成等業務委託 仕様書

1. 目的

山口市では、脱炭素社会の実現に向けて、自転車を活用したまちづくりの推進を目指している。NHK大河ドラマで注目された歴史遺産や風光明媚な自然環境に恵まれた当市のポテンシャルを生かしてサイクリングの目的地として当市が選ばれるためには、様々な目的のサイクリストに訴求する魅力的な観光コンテンツ開発と効果的な情報発信が重要となる。

昨年度事業では、サイクリストが一つの目的地だけでなく、市内の魅力的な観光スポットや飲食店などを周遊してもらうきっかけになるようなYouTube動画を7本制作し、合計視聴回数は43万回を超えた。

本事業では、サイクリストに、より深く・ダイレクトに当市の魅力を伝えるため、インフルエンサーを活用し、インフルエンサーの視点からサイクリングの場所としての山口市を、「自転車」「歴史」「自然」「食」「イベント」などの側面から当市の魅力を発信することを目的とする。

2. 名称

インフルエンサーを活用した「自転車で出かけたくなるまち・山口市」プロモーション動画作成等業務委託

3. 履行場所

山口市及び山口市が指定する場所

4. 委託期間

契約の日から令和8年2月27日（金）まで

5. 業務内容

Instagramにおける情報発信力及び影響力を有するインフルエンサーを選定し、サイクリストに対して、インフルエンサーの視点から当市の魅力を、各人が有しているアカウントにおいて情報発信及び拡散を行うこと。

(1) インフルエンサーの選定

以下の①～⑥の条件を満たしたインフルエンサーを2名以上選定すること。また、選定したインフルエンサーのInstagram平均フォロワー数が5万人以上になること（令和7年4月11日時点）

①自転車系のインフルエンサーを1名以上、「歴史」「自然」「食」など観光系のインフルエンサーを1名以上選定すること。

- ②主に東海3県（愛知・岐阜・三重）を中心に情報発信を行っていること。
 - ③発信を行うSNSの媒体は、組織の公式アカウントではなく、インフルエンサー個人が有しているアカウントであること。
 - ④直近3年以内に100件以上の投稿を行っていること（動画含む）
 - ⑤直近3年以内に投稿した動画について、再生回数が、有するフォロワー数を超えているものがあること。
 - ⑥本業務の目的を理解し、当市の観光PRに協力する者であること。
- (2) 撮影場所の選定・撮影
- 動画の作成にあたり、当市の魅力発信が可能なスポット等を25か所以上選定し、撮影を実施すること。スポットは「自転車」「歴史」「自然」「食」を中心とするが、当市が指定するイベントも含まれる。イベントについては、市外（愛知県や東京都等）で実施予定のものも3件含まれており、事前に市と協議の上25か所を決定する。
- (3) 動画の作成・配信
- 業務の目的にあった動画を作成すること。動画は50本以上（少なくともリアル動画25本、ストーリーズ25本とする。）を作成すること。また、作成した動画は公開前に事前に委託者の承認を得ること。
- (4) 動画投稿事務等にかかる手配
- 選定したインフルエンサーの投稿事務等に係る手配全般（スケジュール調整・活動支援及び管理・謝金の支払い等）を行うこと。
- (5) 追加提案
- 上記の他、本業務の目的を達成する上で効果的であると考えられることがあれば、予算の範囲内で提案し実施すること。

6. 組織体制等

本業務の効率的な運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

7. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、委託者の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受託者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

8. 成果物

成果物は、期限内に次のものを提出すること。

- ①受託者が制作した動画は、CD-RまたはDVD-R等に保存し提出すること。（DVDプレーヤー及びパソコンで再生が可能な形式）
- ②打合せ資料や企画書を速やかに提出すること。
- ③動画以外の電子データについては、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・JPEGのいずれかの形式で、DVD・HDD等に記録して納品すること。また、電子データの提出の際はエラーがないことを確認し、ウイルス対策を行い提出すること。
- ④事業終了後は、速やかに業務完了届と事業実績報告書を提出すること。
- ⑤その他委託者が必要とするもの。

9. 検査

- (1) 受託者は委託業務を完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は前項の業務完了届を受領したときは、その日から10日以内に受託者等立会いのもとに委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

10. 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受託者は事業実施に当たり収集する個人情報及び法人情報について、その個人及び法人に対し委託者へ情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施に当たり収集した個人情報や法人情報は委託者に帰属するものとし、委託者の指示に従い提供を行うこと。
- (4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

12. その他実施上の留意点

- (1) 本業務の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたり不正な行為をするなど、市の信用を失墜する行為を行わないこと。
- (3) 苦情等の処理業務実施で生じたトラブルについては、受託者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、委託者と十分連携を行い、トラブルの解決に努めること。
- (4) 受託者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書

類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。

- (5) 本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は委託者に帰属する。
- (6) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託業者を書面で提示し、委託者の了承を得ること。また受託者は、再委託の先の行為について全責任を負うこと。
- (7) 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (8) 委託者が実施する観光や広報等魅力発信事業と連携を図ること。
- (9) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、委託者と受託者双方による協議のうえ決定する。